

## 令和8年度 江東区学習支援員（会計年度任用職員）の募集について

江東区教育委員会事務局教育支援課では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

### 1 募集の職種及び人数

#### (1) 募集の職種

江東区学習支援員(会計年度任用職員) ※地方公務員法の適用あり

#### (2) 勤務場所

江東区立中学校のいずれか

#### (3) 主な職務内容

中学校における発達障害がある生徒に対する日常生活動作や学習活動上の支援。

(災害時は、割り振られた勤務時間において江東区地域防災計画等に定める各部の事務又は業務における補助等への従事。)

#### (4) 募集人数

若干名

### 2 応募資格(求められる能力)

#### (1) 特別支援教育に関心がある方

#### (2) 心身ともに健康であり、困難案件にも前向きに取り組む強い意識を有する方

#### (3) 協調性があり、業務に対し強い責任感がある方

#### (4) 服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方

#### (5) 業務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方(その職を退いた後も同様とする)

※ ただし、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する場合を除く

### 3 任用予定期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※ 原則として、採用後1ヵ月間は、条件付採用期間となります。

※ 任用手続きが完了した上で、ご本人が勤務可能である場合、任用開始日を上記期間より前に設定する事があります。

※ 令和9年4月1日以降、公募によらない再度任用への申込みが可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。

### 4 勤務日数

週1～5日(日数・曜日は応相談)

※ 勤務を要する日は、生徒の登校日のみであり、夏休みなどの休業日は除きます。

※ 勤務日数に関するご希望については、申込書にご記入ください。

### 5 勤務時間

午前8時00分から午後4時00分のうち、予め定められた時間(1日1～7時間)

※ 1日7時間45分、週38時間45分、月124時間を超えることはありません。

※ 勤務時間に関するご希望については、申込書にご記入ください。

## 6 報酬

時給 1,675円

※ 特別区人事委員会勧告等の状況により変更される場合があります。

※ 通勤費相当額を別途支給(上限55,000円/月)します。

## 7 期末勤勉手当

基準日(6月1日、12月1日)前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が引き続いて6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。

## 8 休暇等

[有給] 年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇等 ※一部取得要件有

[無給] 母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇、子どもの看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業等 ※一部取得要件有

## 9 加入保険

健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険 ※所定の勤務条件を満たした場合のみ

## 10 応募方法

次の申込書を下記お申込み先に郵送またはご持参にてご提出ください。その際、封筒表面左下に、「江東区学習支援員採用選考申込書類在中」と赤字で記載してください。

ご持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに下記お申込み先までお越しください。

### 【提出書類】

江東区会計年度任用職員申込書(写真を必ず貼付)

### 【申込期間】

令和8年3月6日(金)～令和8年3月27日(金)

※ お申込みは募集年度につき1回で結構です。(申込期間ごとの応募は不要です。)

## 11 選考方法

第1次選考:書類審査 第2次選考:面接

※ 第1次選考の合格者は、採用候補者名簿に登録されます。(登録に関する通知等はいたしません。)

採用候補者名簿登録後、**学校の募集状況とご希望の勤務条件が合致した場合、随時、第2次選考のご案内をいたします。**(募集校から直接ご連絡させていただく場合もございます。)

※ 申込受付開始後の募集状況によっては、第2次選考をすぐにご案内できない場合もございます。

## 12 注意事項

地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

13 申込み・問い合わせ先

〒135-0016 江東区東陽 2-3-6 江東区教育センター2 階  
教育支援課特別支援教育係 採用担当  
電話番号 03-3647-9175 FAX 03-6458-6087